

指定居宅介護支援事業所 「西横浜国際総合病院ケアプランセンターにしよこはま」運営規定

（事業の目的）

第 1 条 医療法人横浜博萌会が開設する指定居宅介護支援事業所「西横浜国際総合病院ケアプランセンターにしよこはま」（以下、「ケアプランセンターにしよこはま」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は要介護状態等となった居宅介護利用者が、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な在宅サービスを利用できるよう市町村、包括支援センター、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等と連絡調整を行い、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅サービス計画を策定し提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 ケアプランセンターにしよこはまの介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される在宅サービス等（法第7条第18項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、利用者やその家族は複数の事業所の紹介を求める事ができる。また、利用者やその家族は当該事業所を位置づけた理由をもとめることができる。

事業の運営に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携及び老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター（包括支援センター）、他の指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 ケアプランセンターにしよこはまは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

（事業の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称	西横浜国際総合病院 ケアプランセンターにしよこはま
所在地	横浜市戸塚区汲沢町56番地（西横浜国際総合病院 1階）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 ケアプランセンターにしよこはまに勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者	1名（兼務）
---------	--------

管理者はセンター従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員	常勤専従	6名
	常勤兼務	2名

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務員	常勤	1名
---------	----	----

事務職員は、必要な事務を行うものとする。

（営業日、営業時間、及び24時間連絡体制）

第 5 条 ケアプランセンターにしよこはまの営業日等は、次の通りとする。

- 1 営 業 日 月曜日から土曜日までとする（12月30日から1月3日までを除く）
- 2 営業時間 午前9時より午後5時までとする。

（ただし、24時間連絡体制を確保しており、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している）

（指定居宅介護支援の内容及び利用料等）

第 6 条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料金については厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領分は「なし」とする。（厚生労働大臣の定める基準(介護報酬告示)は、ケアプランセンターにしよこはまの見やすいところに掲示する）

- 2 指定居宅サービス等の種類や内容を定めた居宅サービス計画(原案又は変更)の作成、利用者への説明・文書による同意・交付を行う。

作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護及び福祉用具についてはそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに同一の指定居宅サービス事業所によってサービスが提供されたものの占める割合等につき文書の交付及び口頭で説明し、文書に利用者の署名を受ける。

- 3 アセスメント(厚労省老人保健福祉局企画課長通知に準じた課題分析標準項目を含んだ独自方式・モニタリング(月1回以上の訪問・面接・記録)によるサービス計画の継続実施及び評価を行う。

- 4 他事業者等との連携(サービス担当者会議等による専門的意見聴取・個別サービス計画書の受理・利用状況報告の受理等含む)

- 5 サービス担当者会議は、状況に応じてテレビ電話やその他の情報通信機器を活用する。なお、利用者および家族が参加する場合においてはこの活用について当該利用者の同意を得て実施する。

- 6 要介護認定の申請・更新等に関わる援助。

- 7 介護保険施設等の紹介その他便宜の提供。

- 8 介護保険外の料金については通常のサービス提供地域をこえる地域に出張訪問する場合の交通費また記録等の閲覧に応じコピー等が必要な場合は実費負担とする。

- 9 面接場所は面談室(西横浜国際総合病院1階)・自宅又は入院入所先とし、交通費等は上記 6条1項に準じ実費請求する場合がある。

- 10 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1 kmあたり100円
交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は横浜市戸塚区、泉区及び栄区とする。

（事故発生時の対応方法）

第 8 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行わなければならない。

（緊急時等の対応方法）

- 第 9 条 利用者に緊急事態が発生した場合には利用者に配布している緊急時連絡先をもとにケアプランセンターにしよこはまに連絡が入る。従業者は速やかに家族及び関連事業所、主治医等に連絡調整を行う。
- 2 必要時に速やかに利用者宅を訪れ適切な措置を講じなければならない。

（相談・苦情処理）

- 第 10 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は介護保険法第23条の規定により市町村への必要な文書の提示・照会に応じ調査の協力を行うとともに指導を受けた場合は必要な改善を行う。
- 国民健康保険団体連合会についても同様とする。

（個人情報の保護）

- 第 11 条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第 12 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生・再発を防止するため次の措置を講じる。
- （１）利用者の人権擁護・虐待防止等のため対策を検討する委員会を定期的な開催と従業員への周知徹底を図る。
- （２）虐待防止のための指針を整備する。
- （３）虐待防止のための研修を定期的実施する。
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画等の策定等）

- 第 13 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- ※ 第13条については、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている)

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように以下の措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

※ 第14条については、令和6年3月31日までに実施する。(当該措置は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている)

(その他の運営についての留意事項)

第 15 条 ケアプランセンターにしよこはまでは介護支援専門員の業務の質的向上を図るため、部署内の研修を毎月行い他の研修機関が実施する研修会等に職員を派遣する。

従業員は研修等に積極的に参加し自己研鑽に努めるものとする。

新人職員に対する研修・教育については概ね3か月から6か月を教育期間としプリセプターシップの導入によるOJTの他、事業所内外の研修に参加することで必要な知識の習得及び業務への理解を深め利用者及び家族への適切な支援が行えるようにする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約書に明記する。

3 事業所は職場において行われるハラスメントを防止するため方針を明確化し必要な措置を講じる。

4 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し条例により定められたものについてはサービスの提供終了後5年間は保存するものとする。

5 運営改善(改善課題)について管理者と従業者が部署内の協議会で検討するとともに、執行部・関係部署が参加する介護事業部責任者会議(毎月第3月曜日)にて検討するものとする。

6 事業計画及び財務内容については、利用者及び家族の求めがあればいつでも情報を開示するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人横浜博萌会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は 平成30年 7月 1日から職員の員数の一部を変更し実施する。

この規程は 平成30年 9月16日から運営の方針、責任者名を変更し実施する。

この規程は 平成30年11月 1日から職員の職種、員数及び職務内容の一部を変更し実施する。

この規程は 平成30年12月 1日から職員の員数の一部を変更し実施する。

この規程は 平成31年 2月 1日から職員の員数の一部を変更し実施する。

この規程は 平成31年 3月 1日から職員の員数の一部を変更し実施する。

平成31年4月1日付で階層変更、レイアウト変更

この規程は 令和 2年 2月 1日から一部を変更し実施する。

この規定は 令和 4年 2月10日から一部を変更し実施する。